「マタハラ防止措置」が事業主の義務となります!「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」事業

主 催:香川労働局

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができる雇用環境を 整備するため育児・介護休業法が改正されました。 <mark>来年1月の改正法スタート</mark>を目前に控え、改正のポイントや職場に おけるハラスメント対策、雇用管理に関する法令等の説明会を開催します。ぜひご参加ください。

日時・会場

※各会場や日程により説明内容がちがいますので、ご注意ください。

対象:事業主・人事労務担当者・労働者等

会場	日時・説明内容	開催場所	定員	参加する
高松 会場 A	平成28年10月19日(水)【午前の部】10:00~12:00・育児・介護休業法の改正ポイント、法に沿った規定整備の方法・いわゆるマタハラ防止措置について・パワハラ対策について	サンポートホール高松 第2小ホール	300 名	
	平成28年10月19日(水)【午後の部】13:30~16:00・育児・介護休業法の改正ポイント、法に沿った規定整備の方法・いわゆるマタハラ防止措置について ・パワハラ対策について・労働契約法について ・有期特措法について	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー ホール棟5階	300 名	
高松 会場 B	 平成28年10月28日(金)・11月2日(水) ※ 定員に達しました 説明会 規定整備の方法・いわゆるマタハラ防止措置について 14:30~16:00 規定整備等個別相談会【予約制】(下記の申込票に記入) 	高松サンポート合同庁舎 7階702会議室 高松市サンポート3-33	各 40 名	10/28 11/2
丸亀会場	平成28年11月9日 (水) 13:30~16:00 ・育児・介 ※ 定員に達しました > た規定整備の方法 ・いわゆるマタハフ防止指直について ・ハフハラ対策について	ハローワーク丸亀 会議室 丸亀市中府町1-6-36	40 名	

申込み方法

※ 申込票は切り取らずに、この面をそのままFAXしてください。 <参加費無料>

- ① 以下の参加申込票に必要事項(太枠内)を記入してください。電話番号は日中連絡可能な番号をご記入ください。
- ② 説明会へ参加ご希望の場合は、上記説明会スケジュールのご希望日時・会場の「参加する」欄に〇印をつけてください。
- ③ 10月28日(金)、11月2日(水)の個別相談会に参加ご希望の方は、 以下の参加申込票の希望時間帯の() **に第1希望・第2希望**をご記入ください。
- ※定員に達し次第、申込みを締め切ります。

第1希望、第2希望をご記入ください 11月 2日 (水) 14:30~ (

その場合、他の日時・会場に変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

087-811-8935

事業所名				電話番号	
所在地	(〒 −)			
所属名				氏 名	
	() =	10B20B (A)	11.20 /) 44.50 /) 15.10 ()
個別相談会参加ご希望の場合		10月28日(金)	14:30~ () 14:50~ () 15:10~ (

■問合せ・申込み先■

) 14:50~ (

) 15:10~ (

) 15:30~ (